

## 災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

少額短期保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

### <生命保険型商品の場合>

#### (1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。

#### (2) 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

### <損害保険型商品の場合>

#### (1) 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて最長6ヶ月間、猶予いたします。

#### (2) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。

※お取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険会社にお問い合わせください。

2013年4月1日以降、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。 (2013年8月12日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2013年8月9日	【秋田県】 大館市（おおだてし） 鹿角市（かづのし） 仙北市（せんぼくし） 【岩手県】 岩手郡雫石町（いわてぐんしづくいしちょう）	8月9日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。
2013年7月28日	【山口県】 萩市（はぎし） 山口市（やまぐちし） 阿武郡阿武町（あぶぐんあぶちょう） 【島根県】 鹿足郡津和野町（かのあしぎんつわのちょう）	7月28日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。
2013年7月22日	【山形県】 長井市（ながいし） 南陽市（なんようし） 西村山郡大江町（にしむらやまぐんおおえまち） 西置賜郡白鷹町（にしおきたまぐんしらたかまち）	7月22日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。
2013年5月1日	【山形県】 最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら）	融雪等による地すべりにより、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。

以上